

支 払 基 金  
平成28年11月17日

### 医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成28年11月18日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20161118」に設定し収載しております。

### 記

- 1 平成28年11月17日付け厚生労働省告示第392号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：54コード）
- 2 平成28年11月17日付け同第393号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：159コード）